

新日明工場整備運営事業

入札説明書

令和元年 1 1 月

北九州市

《目 次》

第1章 用語の定義	1
第2章 入札説明書の位置付け	2
第3章 事業の概要	3
1. 事業名	3
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	3
3. 公共施設等の管理者	3
4. 事業目的	3
5. 本事業対象施設の概要	4
6. 事業方式	4
7. 契約の形態	4
8. 事業期間	4
9. 事業実施区域	5
10. 関係法令等の遵守	5
11. 事業期間終了後の措置	5
12. 事業の対象となる業務範囲	5
第4章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1. 民間事業者の募集及び選定方法	7
2. 募集及び選定の手順	7
3. 応募者の参加資格要件	13
4. 応募者の審査及び落札者の選定	18
第5章 本事業に関する提示条件	20
1. 民間事業者の収入	20
2. 売電収入の帰属先	20
3. 市が適用を予定している交付金について	20
4. 保険	21
5. 想定されるリスクの分担	21
6. 資金調達	21
7. 金融機関と市との協議	21
第6章 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項	22
1. 基本協定の締結	22
2. 特別目的会社（PFI事業者）の設立	22
3. 事業契約の締結	22
4. 地位の譲渡等	22
5. 入札保証金及び契約保証金	23
第7章 その他	25
1. 情報提供	25
2. 必要事項等の追加	25

添付資料

- | | |
|-------------|-------------------|
| 入札説明書添付資料－1 | 事業実施区域 |
| 入札説明書添付資料－2 | 契約スキーム（例） |
| 入札説明書添付資料－3 | 対価の支払方法について |
| 入札説明書添付資料－4 | モニタリング及び対価の減額について |
| 入札説明書添付資料－5 | 事業者が付保する保険について |

第1章 用語の定義

本入札説明書において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業	新日明工場整備運営事業をいう。
本市	北九州市をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等と位置付ける。
プラント	本施設のうちごみ処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
実施委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、市が開催する学識経験者などで構成される組織「新日明工場整備運営事業実施委員会」をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する単独企業または複数企業で構成される企業グループをいう。
構成員	応募者のうち、落札者の選定後、特別目的会社への出資を行うものをいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設（解体工事を含む）に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
協力企業	応募者のうち、落札者の選定後、特別目的会社への出資を行わないもので、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定しているものをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
落札者	本市が設置する実施委員会による評価をもとに、事業契約の締結を予定するものとして市が決定した応募者をいう。
P F I 事業者	市と事業契約を締結し、本事業を実施する特別目的会社をいう。
民間事業者	P F I 事業者及び落札者の総称または個別を指していう。
直接協定	P F I 事業者による事業の実施が困難となった場合又はそのおそれがある場合などに、地方公共団体による P F I 事業契約の解除権行使を融資金融機関が一定期間留保することや、金融機関による担保権の設定・実行に関する取り決めなど、事業に対する一定の介入を可能とするために、地方公共団体と融資金融機関との間で直接結ばれる協定をいう。
事業契約	本事業の設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施のために、市と民間事業者が締結する契約をいう。

第2章 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、北九州市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。その後の改正を含む。以下「PFI法」という。）に基づき、令和元年8月21日に特定事業として選定した「新日明工場整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、ホームページでの公表をもって代えることとする。

本事業の基本的な考え方については、令和元年7月19日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答及び意見を反映している。

したがって、応募者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出するものとする。

また、別添資料の「新日明工場整備運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「新日明工場整備運営事業 落札者選定基準書」（以下「落札者選定基準書」という。）、「新日明工場整備運営事業 様式集」（以下「様式集」という。）、「新日明工場整備運営事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）及び「新日明工場整備運営事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）は本入札説明書と一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

市は、本事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、PFI法に基づく事業として実施することとする。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先する。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によることとする。

第3章 事業の概要

1. 事業名

新日明工場整備運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 新日明工場

種 類 一般廃棄物処理施設（焼却施設）

3. 公共施設等の管理者

北九州市長 北橋 健治

4. 事業目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、市が所有する焼却施設等を効率的かつ効果的に整備し、運営を将来にわたり安定的に継続させるために、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け、エネルギー回収を進めることを目的とする。なお、落札者は、会社法に規定する特別目的会社を設立することとし、当該特別目的会社（PFI事業者）が一括して本事業を実施する。

PFI事業者は、既設管理棟の機能を担保（仮設対応等）して本施設を整備し、本施設を市に引き渡したうえで本施設の運営を実施する。

5. 本事業対象施設の概要

項目	概要
事業実施場所	北九州市小倉北区西港町 96 番地の 2
事業実施区域	添付資料-1 参照
民間事業者の業務及び期間	設計・建設業務：契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで 運営・維持管理業務：令和 7 年 4 月 1 日から令和 27 年 3 月 31 日まで
主要な施設	ア 配置施設 ・ごみ処理棟、管理棟、計量棟及び計量機、洗車場 イ 付属施設 ・構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等
処理方式	ストーカ式焼却方式
処理対象物	次に示す焼却対象ごみから、搬入禁止物を除いたもの。 ①一般廃棄物（家庭系、事業系、他都市） ②併せ産廃（平成 10 年北九州市告示第 183 号） ③その他（景観作業ごみ、臨時資源、不法投棄、汚泥、道路清掃、河川清掃）
供用開始	令和 7 年 4 月 1 日
施設規模	焼却設備：508 t/日（254 t/日×2 炉、24 時間稼働） 前処理設備：23 t/5 h（前処理設備は処理対象ごみのうち、大型のもの（2,000mm×1,800mm 程度で剪定枝等の草木類を含む）を細かくし、ごみ質を均一化し、安定燃焼を容易にすることを主目的に設置する。）
エネルギー回収率	21.5%以上とする
その他	必要な場合、用地造成設計・工事を実施すること。

6. 事業方式

本件事業は、本件施設の設計・建設・資金調達及び運営に係る業務を、P F I 事業者が一括して行う B T O（Build：建設、Transfer：所有権の移転、Operate：運営）方式により実施する。P F I 事業者は、本件施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本件施設竣工時にその所有権を市に引き渡すこと。

7. 契約の形態

市は、本件事業の設計・建設業務及び運営・維持管理業務を事業者に一括で行わせるため、事業契約を P F I 事業者と締結する。

事業契約の締結主体を「入札説明書添付資料-2 契約スキーム」に示す。

8. 事業期間

事業期間は次のとおりである。

(1) 設計・建設業務期間

本施設の設計・建設業務：事業契約締結日（令和2年9月）から令和7年3月31日まで

(2) 運営・維持管理期間

本施設の運営・維持管理業務：令和7年4月1日から令和27年3月31日まで

9. 事業実施区域

事業実施区域は、「入札説明書添付資料ー1 事業実施区域」に示すとおりである。

民間事業者は、設計・建設業務期間中に本施設を設計・建設し、令和7年4月1日から令和27年3月31日まで本施設の運営・維持管理を実施する。

10. 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

11. 事業期間終了後の措置

運営・維持管理業務の委託期間は20年間としているが、市は本施設の長寿命化を図り、30年以上の安定稼働を確保することを目標としているため、民間事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明け渡し時における要求水準を満足する状態に保って、市に引継ぐものとする。なお、事業期間終了時の措置について、運営開始後18年目（令和25年度）の時点において、市及びPFI事業者は協議を開始するものとする。

12. 事業の対象となる業務範囲

市及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

(1) 民間事業者が行う業務

1) 本施設の設計・建設に関する業務

(ア) 本施設の設計に関する業務

- ① 本施設の設計
- ② 設計・建設に必要となる資金の調達（市は、資金調達先の金融機関と直接協定を締結する。）
- ③ 市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ④ 市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ⑤ 一般廃棄物処理施設設置に係る手続き
- ⑥ 市が申請主となるその他許認可申請支援

(イ) 本施設の建設に関する業務

- ① 本施設の建設（日明かんびん資源化センター、日明粗大ごみ資源化センター等の解体含む。）
- ② 上記の工事監理
- ③ 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- ④ 市への引継業務等の近隣初動対応（クレーム等の受付及び市への引継ぎ等）

2) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務（受付管理、余剰電力の売却等を含む。）
- ② 維持管理業務
- ③ 環境管理業務
- ④ 情報管理業務
- ⑤ 防災管理業務（災害時対応含む。）
- ⑥ その他関連業務（市への引継業務等の近隣初動対応、見学者対応等を含む。）

(2) 市が行う業務

1) 本施設に関する業務

(ア) 設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保（ただし、工事に必要な仮設用地や駐車場用地は民間事業者にて手配準備すること。）
- ② 近隣同意の取得・住民対応
- ③ 本施設の交付金申請手続
- ④ 本施設の設計・建設モニタリング
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 運営・維持管理に関する業務

- ① 住民対応
- ② 行政対応
- ③ 運営・維持管理モニタリング
- ④ 本施設への処理対象物の搬入
- ⑤ 焼却主灰及び焼却飛灰、不燃残渣の運搬・処分
- ⑥ 有価物の運搬・処分
- ⑦ 搬入禁止物の運搬・処分
- ⑧ その他これらを実施する上で必要な業務

第4章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では応募者が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行う。

なお、本件事業は、「WTO政府調達協定」（平成6年4月5日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集、選定、契約スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	令和元年11月20日（水）
② 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	令和元年12月4日（水）
③ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和元年12月18日（水）
④ 入札参加資格審査書類受付・審査	令和元年12月25日（水）
⑤ 入札参加資格審査結果の通知・応募者記号の交付	令和2年1月8日（金）
⑥ 現地見学会申込受付期限	令和2年1月14日（火）
⑦ 現地見学会	令和2年1月16日（木）、17日（金）
⑧ 概要説明会に関する提出書類受付期限	令和2年1月24日（金）
⑨ 概要説明会	令和2年1月30日（木）、31日（金）
⑩ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	令和2年2月7日（金）
⑪ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和2年2月21日（金）
⑫ 事業提案書類等入札書類の受付期限	令和2年3月16日（月）
⑬ 開札	令和2年5月中旬
⑭ 落札者決定	令和2年5月中旬
⑮ 基本協定締結	⑭の後速やかに
⑯ 事業契約仮契約締結	令和2年7月
⑰ 事業契約本契約	令和2年9月

(2) 入札公告

市は、令和元年11月20日（水）に入札公告を行い、「要求水準書」、「落札者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を公表する。

(3) 第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

1) 提出期間

本入札説明書等公表日から令和元年12月4日(水)午後5時までとする。

2) 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページで公表する入札説明書等に対する「第1回入札説明書等に関する質問・意見書(様式1-1)」に記入のうえ、そのファイルを電子メールに添付し送付する。電子メール件名は「【新日明工場】(応募者名)ー第1回入札説明書等に関する質問」とする。

3) 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、市が到達確認メールを返信する。

4) 回答の公表

第1回入札説明書等に関する質問への回答は、令和元年12月18日(水)に市のホームページの掲載により公表する。

(4) 入札資格審査申請書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って資格審査申請書に関する必要書類を提出すること。

1) 対象

応募者

2) 提出期間

入札説明書等公表日から令和元年12月25日(水)午後5時までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が郵送又は持参により提出する。ただし、郵送の場合は、送付元にて到達確認ができる方法で送付すること。なお、電子メール及びファックスによる提出は認めない。

4) 提出書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書(様式2-1)
- (イ) 応募者の構成(様式2-2)
- (ウ) 委任状(様式2-3) ※代表企業以外の、構成員、協力企業の全者分の提出が必要。
- (エ) 入札参加資格要件確認書 その1(様式2-4~様式2-7)
- (オ) 入札参加資格要件確認書 その2(様式2-8)
- (カ) 入札参加資格要件確認書 その3(様式2-9)

5) 結果通知

資格審査結果は、令和2年1月8日(水)に、応募者の代表企業に書面等で通知する。その際、事業提案書類の作成に必要な応募者記号を交付する。

6) 資格審査結果理由の説明請求

- (ア) 資格審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。
- (イ) 資格審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、午前9時～午後5時まで（ただし、正午～午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

7) その他

- (ア) 提出期限に遅れた資格審査申請書に関する提出書類は受け付けない。
- (イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(5) 現地見学会に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って現地見学会に関する必要書類を提出すること。

1) 対象

資格審査通過者

2) 提出期間

入札参加資格審査結果の通知日から令和2年1月14日（火）午後5時までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が郵送又は持参により提出する。ただし、郵送の場合は、送付元にて到達確認ができる方法で送付すること。なお、電子メール及びファックスによる提出は認めない。

4) 提出書類

- (ア) 現地見学会の申込書（様式1-3）
- (イ) 現地見学会に係る誓約書（様式1-4）

(6) 現地見学会の開催

1) 現地見学会実施期間

現地見学会の実施日は、令和2年1月16日（木）から令和2年1月17日（金）の間を予定しており、詳細については資格審査通過者に対して資格審査結果とあわせて通知する。

2) 見学会に当たっての注意事項

- (ア) 見学会は、午前又は午後の2時間とする。
- (イ) 見学会への参加者は10名以内とする。見学会にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

(7) 概要説明会に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って概要説明会に関する必要書類を提出すること。

1) 対象

資格審査通過者

2) 提出期間

令和2年1月24日(金)午後5時まで

3) 提出方法

応募者の代表企業が郵送又は持参により提出する。ただし、郵送の場合は、送付元にて到達確認ができる方法で送付すること。なお、電子メール及びファックスによる提出は認めない。

4) 提出書類

(ア) 概要説明会の申込書(様式3-1)

(イ) 概要説明会用資料(様式3-2)

- ・全体処理フロー図
- ・配置・動線計画
- ・設計・建設期間の工程
- ・質問事項

(8) 概要説明会の開催

1) 目的

(ア) 事業の位置づけや特徴の理解促進

資格審査を通過した応募者が、市にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、事業提案書類を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

(イ) 要求水準書未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、資格審査通過者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。資格審査通過者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

2) 実施期間

概要説明会の実施日は、令和2年1月30日(木)から令和2年1月31日(金)の間を予定しており、詳細については資格審査通過者に対して資格審査結果とあわせて通知する。

3) 実施要領

資格審査通過者に対して、当日の概要説明会の実施要領を送付する。

4) 質疑事項の回答

落札者選定の公平性、透明性を確保する観点から、応募者が事前に用意した質問事項及び概要説明会当日の応募者からの追加質問事項を市と応募者で相互に確認し、原則としてこれら全ての質問事項を「第2回入札説明書等に関する質問・意見書(様式1-2)」に記入することとする。ただし、応募者固有のノウハウに基づく部分については、市と応募者の協議の上、公表しないものとする。

(9) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

1) 提出期間

本入札説明書等公表日から令和2年2月7日（金）午後5時までとする。

2) 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページで公表する入札説明書等に対する「第2回入札説明書等に関する質問・意見書（様式1-2）」に記入のうえ、そのファイルを電子メールに添付し送付する。電子メール件名は「【新日明工場】（応募者名）－第2回入札説明書等に関する質問」とする。

3) 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、市が到達確認メールを返信する。

4) 回答の公表

第2回入札説明書等に関する質問への回答は、令和2年2月21日（金）に市のホームページの掲載により公表する。

(10) 事業提案書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書類を提出すること。

なお、市は応募者の提案内容についてヒアリングを実施し、入札書の開札を行うことを予定している。

1) 対象

資格審査通過者

2) 提出期間

令和2年3月16日（月）午後5時までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が郵送又は持参により提出する。ただし、郵送の場合は、送付元にて到達確認ができる方法で送付すること。なお、電子メール及びファックスによる提出は認めない。

4) 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

5) ヒアリング及び開札

ヒアリング及び開札の詳細については、別途事業提案書類を提出した者に対して、令和2年4月下旬までに通知する予定である。

6) 入札結果の通知

令和2年5月中旬に応募者の代表企業に書面で発送する。入札結果の概要についてはホームページで公表する。

7) 審査結果理由の説明請求

(ア) 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。

- (イ) 審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、午前9時～午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

8) その他

- (ア) 提出期限に遅れた事業提案書類は受け付けない。
- (イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(11) 入札に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式2-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

2) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

3) 提出書類の取扱い

(ア) 入札説明書等の承諾

応募者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料（第1回及び第2回質問回答書を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(イ) 事業提案書類の変更等の禁止

事業提案書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(ウ) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において、市が公表等を行うことができるものとする。

(エ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

4) 資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

5) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6) 入札の辞退

資格審査申請書に関する提出書類を提出した者は事業提案書類の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

(ア) 提出期限

令和元年3月16日(月)午後5時までとする。

(イ) 提出方法

応募者の代表企業が「辞退届(様式1-5)」を郵送又は持参により提出する。ただし、郵送の場合は、送付元にて到達確認ができる方法で送付すること。なお、電子メール及びファックスによる提出は認めない。

(ウ) その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

7) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

(イ) 入札参加資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札

(ウ) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(エ) 応募者の記名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

(オ) 事業提案書類等に虚偽の記載をした者が行った入札

(カ) 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札

(キ) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(ク) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

8) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、市は応募者に通知することとする。

3. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

なお、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものもとより、市内に本社がある事業者を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

1) 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。

2) 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、特別目的会社に出資する企業(以下「構成員」という。)及び特別目的会社に出資しない企業(以下「協力企業」という。)から構成されるものとする(構成員のみで構成することも可能)。なお、構成員又は協力企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成員又は協力企業で分担することは差し支えない。

- 3) 応募者は、構成員の中から応募者の代表を務める者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続を行うこととする。なお、代表企業は、一般廃棄物処理施設を、元請もしくはSPCの代表企業として受注した施設の竣工実績を1件以上有すること。
- 4) 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- 5) 入札参加資格審査書類等の提出後の構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- 6) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。
上記の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。
 - (ア) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合

 - ① 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

（2）応募者等の参加資格要件

1）共通の参加資格要件

- 次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。
- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 入札参加年度における市の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者
 - (ウ) 市の指名停止措置を受けている者
 - (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (オ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (カ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

- (キ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (ク) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (ケ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- (コ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (カ) 北九州市暴力団排除条例（平成 22 年 7 月 1 日施行）第 2 条に規定する暴力団並びに暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者
- (キ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (ク) 市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
株式会社日建技術コンサルタント
関西特許法律事務所
- (ケ) 市が設置する「実施委員会」の委員が所属する企業
- (コ) 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する委員会の参加者に対し、接触等の働きかけを行った者

2) 各業務を行う者の要件

同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が次の該当する要件を満たすこと。

- (ア) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件
本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、以下に示す要件を各々満たすこと。
 - ① 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 59 号）第 7 条第 1 項に規定する有資格業者名簿（工種：建築工事）に記載されていること。設計・建設を行う者が異なる場合、設計を行うものは北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項に規定する有資格業者名簿に記載されていること。また、当該名簿に記載されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該名簿に記載された者であること。
 - ② 建築物等の設計業務を実施する企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。また、一級建築士を配属すること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して 3 か月以上雇用している者でなければならない。
 - ③ 建築物等の設計業務を実施する企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1

項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却施設）の設計を担当した実績があること。

- ④ 建築物等の建設業務を実施する企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けているものであること。
- ⑤ 建築物等の建設業務を実施する企業は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- ⑥ 建築物等の建設業務を実施する企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建設を担当した実績があること。

(イ) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- ① 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿（工種：清掃施設工事）に記載されていること。また、当該名簿に記載されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該名簿に記載された者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けているものであること。
- ③ 参加資格確認基準日において、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設の元請の建設実績があること。
 - i 1炉あたり127t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有すること。
 - ii 1炉あたり127t/日以上かつ構成が2系列以上で、延べ3年以上の稼働実績を有すること。
- ④ 清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、これらの技術者は企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。

(ウ) 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- ① 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿に記載されていること。また、当該名簿に記載されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該名簿に記載された者であること。
- ② 参加資格確認基準日において、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設の運転実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。
 - i 1炉あたり127t/日以上かつ構成が2系列以上

ii ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設

- ③ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で、1 炉あたり 127t/日以上かつ構成が 2 系列以上の施設（1 年以上の稼動及び 1 系列あたり 90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
- ④ 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置すること。

3) 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。
- (イ) 落札者決定日までの間に応募者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消すことができる。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査の手順及び方法

1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する資格審査申請書に関する提出書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

2) 事業提案審査

(ア) 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案内容が市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された資格審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

(イ) 非価格要素審査

基礎審査において市の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「落札者決定基準書」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素評価点を決定する。

(ウ) 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、別添資料「落札者決定基準書」に定める算定式により価格評価点を算出する。

予定価格を超過した応募者は失格とする。

なお、内訳が各予算額を超えないこと。

また、市では本事業を解体撤去業務費、設計・建設業務費、運営・維持管理業務費別に予算設定しており、入札価格が各予算を超過した応募者についても失格とする。

予定価格及び予算額は以下のとおりとする。

予 定 価 格：46,878,490千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

予 算 額：

建設・建設業務費 29,181,818,181円（消費税及び地方消費税を含まない。）

解体撤去業務費 909,090,909円（消費税及び地方消費税を含まない。）

運営・維持管理業務費 17,407,272,727円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(エ) 総合評価

市は、非価格要素評価点と価格評価点の合計値を評価値とし、評価値の最も高い者を落札者とする。

評価値の最も高い提案が複数ある場合には、価格評価点が高い方の応募者を落札者とする。なお、価格評価点と同点の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない市職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。

3) 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評をホームページで掲載する。

(2) 評価機関

市は、応募者の事業提案書類の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、実施委員会にて審査を実施する。

第5章 本事業に関する提示条件

1. 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

(1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務の対価の内、一部を建設時支払金として、設計・建設期間中に出来高に応じてPFI事業者を支払う。また、設計・建設業務の対価の内、建設時支払金を除いた額を整備割賦払金として、運営期間に分割してPFI事業者を支払う。(詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照)

(2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営・維持管理業務費を運営期間に分割してPFI事業者を支払う。(詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照)

(3) 支払の減額等

市は、民間事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、運営・維持管理業務費の減額等を行うことがある。(詳細は、入札説明書添付資料-4「モニタリング及び対価の減額について」参照)

2. 売電収入の帰属先

民間事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設内での利用を行うとともに、余剰電力を本市が契約する小売電気事業者へ引渡す。

売電収入は市に帰属するものとするが、民間事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

3. 市が適用を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は市において行うが、民間事業者は市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

4. 保険

民間事業者が加入する保険については、入札説明書添付資料－5「民間事業者が付保する保険について」を基本とする。ただし、民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすることや提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、市は、本施設の所有権が市に移転された後、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入する予定である。

5. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市とPFI事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則としてPFI事業者が負うものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書において定める。

6. 資金調達

本件事業において、民間事業者への最適なリスク分担が行われ、かつ長期的に事業の安定継続が確保されるように、PFI事業者は、必要となる資金を調達する方法として、プロジェクトファイナンスによる手法を採用する。

7. 金融機関と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、PFI事業者に対し資金供給を行う金融機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する。

第6章 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

1. 基本協定の締結

市と落札者は、落札者の決定後、速やかに本事業に関する基本的事項、落札者を構成する各企業の役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等について規定した基本協定を締結する。

2. 特別目的会社（PFI事業者）の設立

落札者は、落札者の決定後、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 特別目的会社の本店所在地は北九州市内としなければならない。
- (2) 落札者のうち、代表企業は必ず特別目的会社に対して出資し、株主の中で最も多く保有する株主でなければならない。また、代表企業及び構成員全体での特別目的会社に対する出資比率は、特別目的会社の全株式の50%を超えなければならない。
- (3) 特別目的会社の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた計算書類等を市に提出すること。
- (4) 特別目的会社の株主は、市の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

3. 事業契約の締結

(1) 基本協定

対象者 : 落札者
締結時期 : 落札者決定後速やかに

(2) 事業契約

対象者 : PFI事業者
締結時期 : 令和2年7月下旬までに仮契約を締結する。仮契約は令和2年9月議会での議決を経て正式契約を予定している。なお、本事業スキームの概要については入札説明書添付資料-2「契約スキーム」に示す。

4. 地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、PFI事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

1) 入札保証金の額

(ア) 設計・建設業務

入札金額のうち設計・建設業務に係る額の100分の10以上の額

(イ) 解体撤去業務

入札金額のうち解体撤去業務に係る額の100分の10以上の額

(ウ) 運営・維持管理

入札金額のうち運営・維持管理に係る額の100分の5以上の額

2) 入札保証金の納付方法

入札保証金は現金で納付するものとするが、入札保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより代えることができる。

(ア) 国債、地方債

(イ) 政府の保証のある債券

(ウ) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手

3) 入札保証金の免除

契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

4) 入札完了後等の扱い

入札完了後又は入札の中止、延期若しくは取消しをしたときは還付する。

5) その他

入札保証金には、利子を付さない。

(2) 契約保証金等

1) 契約保証金の額

(ア) 設計・建設業務

契約金額のうち設計・建設業務に係る対価の100分の10以上の額

(イ) 解体撤去業務

契約金額のうち解体撤去業務に係る対価の100分の10以上の額

(ウ) 運営・維持管理

契約金額のうち運営・維持管理に係る額の100分の5以上の額

2) 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。また、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 本事業契約による債務の不履行により生ずる損害金及び違約金の支払いを保証する銀

行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

3) 契約保証金の免除

市は、次のいずれかに該当する保証を付した場合、契約保証金を免除する。

- (ア) 本事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (イ) 発注者を被保険者とする履行保証保険契約の締結

4) その他

契約保証金には、利子を付さない。

第7章 その他

1. 情報提供

本事業に関する情報提供は、ホームページを通じて適宜行う。

2. 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては市のホームページにおいて公表する。また、入札参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

3. 市の担当窓口

北九州市 環境局 循環社会推進部 施設課

郵便番号 803-8501

住所 福岡県北九州市小倉北区域内1番1号

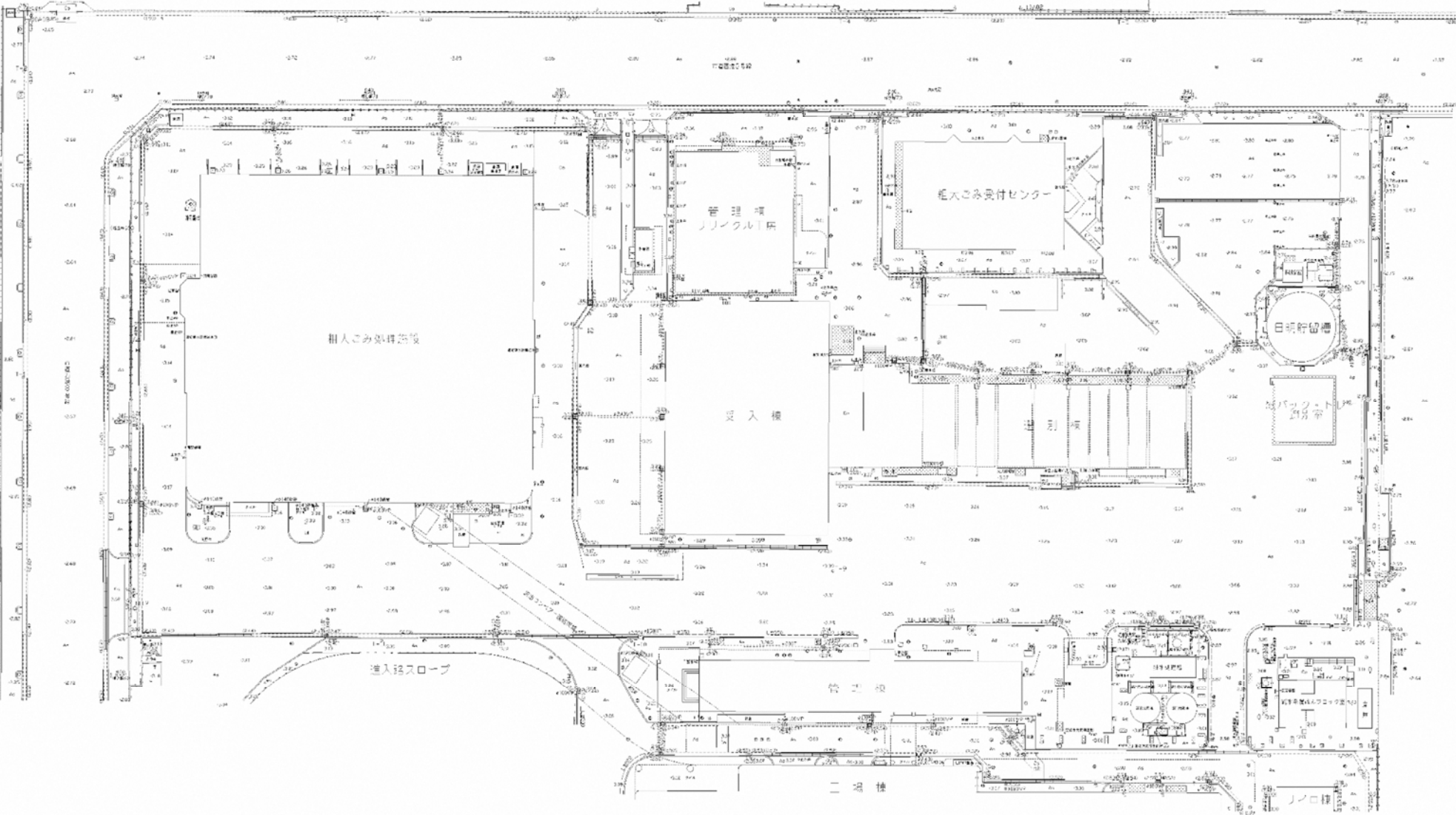
電話 093-582-2184

ファックス 093-582-2196

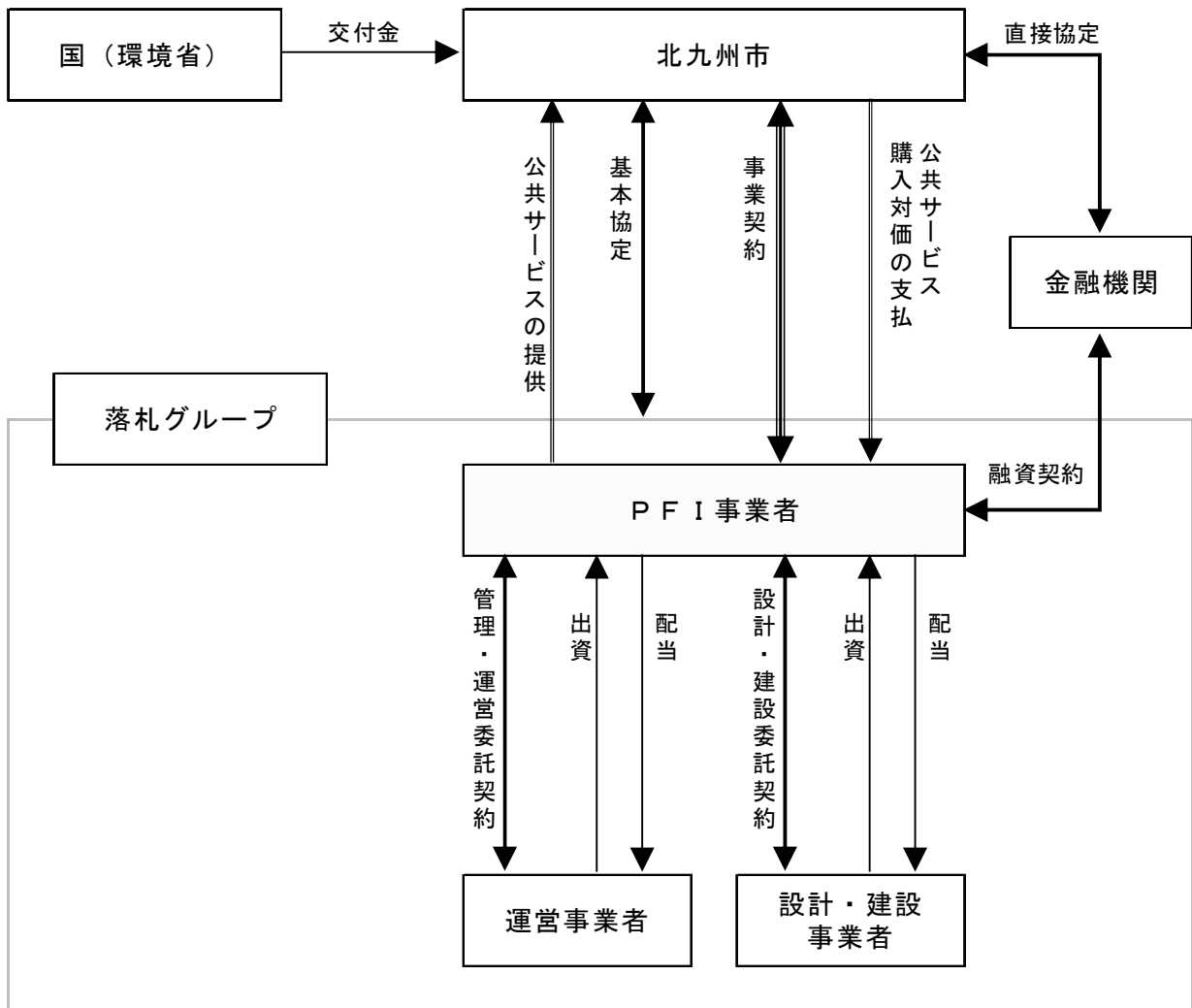
電子メール kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/kan-shisetsulist.html>

入札説明書添付資料-1 事業実施区域



入札説明書添付資料－2 契約スキーム



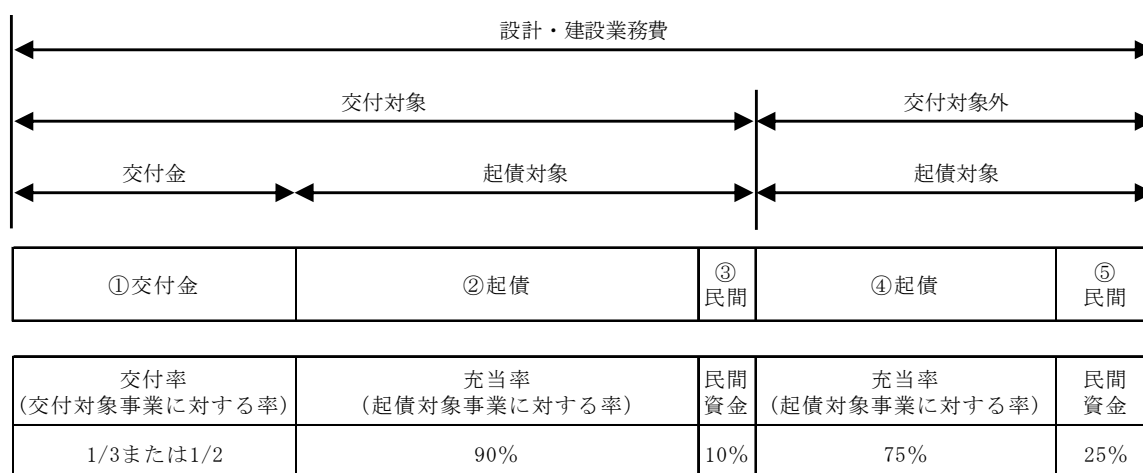
入札説明書添付資料－3 対価の支払い方法について

1. 対価の構成

P F I 事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、市が P F I 事業者を支払う対価は次のとおりである。

(1) 設計・建設業務費

市は、本施設の設計・建設業務のうち解体工事に係る業務以外の対価を P F I 事業者を支払う。当該対価は、建設時支払金と整備割賦払金で構成される。なお、本事業は、循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付対象事業であり、設計・建設業務における建設時支払金と整備割賦払金の内訳は、以下のとおりとする。



※ 建設時支払金＝①＋②＋④

整備割賦払金＝③＋⑤

1) 建設時支払金（交付金）

本事業は、循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付対象事業であり、P F I 事業者は、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成28年4月1日施行）及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成31年4月1日施行）に基づき交付金額を算定し、建設時支払金の財源として想定すること。

2) 建設時支払金（起債等）

P F I 事業者は、市が、設計・建設期間中の各年度において、出来高に応じて起債等により調達した資金を建設時支払金として想定すること。

3) 整備割賦払金

整備割賦払金は、次の元金と支払利息の合計額とする。

(ア) 元 金：設計・建設業務費の総額から建設時払金を除いた額。

(イ) 支払利息：元金のうち、金融機関からの借入金を元本とし、基準金利と事業者が事業提案書類に記載したスプレッドの合計額。

基準金利は、共同通信社より東京時間午前10時にテレレート17143頁にTOKYO SWAPREFERENCE RATE として発表される6か月TIBORベース10年物（円-円）金利スワップレートにより算定した金利をいう。入札提案書の作成に当たり、金利の決定となる基準日は、令和元年11月20日（水）とする。

なお、上記により算定される基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利は0%として支払利息を提案すること。

また、基準金利の変動に伴い支払開始時及び運営開始11年度目において改定を行う。

(2) 運営・維持管理業務費

市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営・維持管理業務費をPFI事業者に支払う。

運営・維持管理業務費の内訳は、以下のとおりとする。

表1 設計・建設業務費及び運営・維持管理業務費の構成

対価の算定方法	対象となる費用等
<p>『運営固定費』 ※実処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価 ※支払いは各年度の四半期に1回とし、算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>四半期毎の支払金額 = {(運営・維持管理期間における運営固定費の総額) ÷ 240 (20年)} × 3ヶ月</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 ・運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 ・保全費は、法定点検費、定期点検費、補修費、更新費とする。 ・人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ・その他経費には、保険料、分析費、事務費、公租公課、SPC運営費用(人件費、監査費用等)を含む。 ・運営開始前に必要となる諸費用を含む(例えば、登録免許税等SPC設立費用等)。
<p>『運営変動費』 ※実処理対象物量に応じて支払う対価 ※支払いは各年度の四半期に1回とし、算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>四半期毎の支払金額 = 各支払期の実処理対象物量 × 変動費単価</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・実処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする(例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等)。 ・年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。

(3) 解体撤去業務費

市は、解体工事の対価を、当該工事完了後にPFI事業者を支払う。

2. 対価の支払い方法

(1) 設計・建設業務費

1) 建設時支払金

建設時支払金は、設計・建設業務期間の各年度の出来高に応じて支払う。PFI事業者は、各年度末における市の検査等が完了した場合、市に対して建設時支払金の請求ができるものとし、市は、請求を受けた日から30日以内にPFI事業者に対して当該建設時支払金を支払う。

2) 整備割賦払金

運営期間にわたり、四半期毎に支払う(80回(20年間×年4回))

PFI事業者は、運営・維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)、4月1日以降(第4四半期相当分)に、速やかに整備割賦払金に係る請求書を市に提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に、PFI事業者に対して当該整備割賦払金を支払う。

(2) 運営・維持管理業務費

1) 支払回数

本施設の運営・維持管理業務費は、令和7年4月1日から令和27年3月31日までの20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期毎に支払う(80回(20年間×年4回))ものとする。

2) 市は、本施設の引渡し後、事業契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内にPFI事業者に対して業務確認結果を通知する。PFI事業者は、運営期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)、4月1日以降(第4四半期相当分)に、当該通知を受領後速やかに直前の3か月に相当する運営・維持管理業務費に関する請求書を市に提出する。市は請求を受けた日から30日以内に、PFI事業者に対して当該運営・維持管理業務費を支払う。ただし、市がモニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる運営・維持管理業務費の支払いを留保することができるものとする。この場合、PFI事業者は、改善確認の通知を市から受領した後速やかに当該通知に従って是正の改善を行い、留保が解消された運営・維持管理業務費に係る請求書を市に提出するものとする。

(3) 解体撤去業務費

市は、解体工事の対価を、当該工事完了後にPFI事業者を支払う。

3. 物価変動等による改定

(1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については以下の方法により設計・建設業務費及び運営・維持管理業務費に反映させるものとする。

また、実績ごみ質が計画ごみ質の範囲を逸脱し、民間事業者の提案した変動費単価が実態に整合しないと市又はPFI事業者が認めた場合には、協議を行うものとする。

(2) 設計・建設業務に係る対価

1) 建設時支払金

事業契約書による。

2) 整備割賦払金

金利変動を考慮した改定を行うため、運営開始時及び運営11年度目である第41回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの整備割賦払金を算定し直す。なお、落札者から提案されたスプレッドは、原則見直さない。

基準金利の見直しは、共同通信社より東京時間午前10時にテレレート17143頁に TOKYOSWAP REFERENCE RATE として発表される6か月TIBOR ベース10年物(円-円)金利スワップレートにより算定した金利をいい、金利の決定となる基準日は、本件施設の所有権移転日及び令和17年4月1日(銀行営業日でない場合はその翌営業日)とする。

なお、上記により算定される基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利は0%とする。

注)「銀行営業日」とは、PFI事業者が資金調達を行う金融機関(複数の場合は代表金融機関)の営業日をいう。

(3) 運営・維持管理に係る対価

1) ごみ量変動

運営固定費については、基本的に改定しないこととするが、実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合は、市とPFI事業者との協議による。

運営変動費については、実処理量と落札者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

2) 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表2 運営・維持管理業務費の改定

運営・維持管理 業務費	改定の有無	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	改定しない	改定する
運営変動費	改定する	改定する

(4) ごみ量変動に基づく改定

運営変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費 (円)} = \text{実処理量 (t)} \times \text{変動費単価 (円/t)}$$

※ なお、入札価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画ごみ処理量を表1に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

(5) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 1) 運営固定費については、表3に示す項目ごとに改定時と前回改定時の指標から算出した変動率に前回改定時の当該費用を乗じて算出した費用の合計が、前回改定時の運営固定費と比較して±1.5%を超過する増減があった場合において改定を行うものとする。
- 2) 運営変動費については、表3に示す項目の改定時と前回改定時の指標を比較して、±1.5%を超過する増減があった場合において改定を行うものとする。
- 3) 算出過程で小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4) 毎年、9月末時点で公表されている最新の当該指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、10月末までに見直しを行い、翌年度の委託料を確定する。
- 5) PFI事業者は変動の有無にかかわらず、市へ書面により毎年当該指標に係る報告を行うこと。
- 6) 改定された委託料は、翌年の第1期支払期の支払から反映させる。
- 7) 初回の改定は、令和6年9月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和6年10月末までに見直しを行い、令和7年度の委託料を確定する（比較対象は令和2年2月末時点で公表されている指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された委託料は、令和7年度の第1期支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。
- 8) 市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市とPFI事業者で協議を行うものとする。なお、本事業の応募者が表に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において市とその妥当性について協議を行うことができる。

表3 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費 (電気)	各供給事業者との受給契約
	運転経費 (上下水道)	各供給事業者との受給契約
	運転経費 (燃料)	「消費税を除く国内企業物価指数／灯油（もしくは燃料油）」（日本銀行調査統計局）
	運転経費 (その他)	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／調査産業計」（厚生労働省）
	その他経費	「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営変動費	変動費単価	「消費者物価指数／財・サービス分類指数（全国）／サービス」（総務省統計局）

入札説明書添付資料－４ モニタリング及び対価の減額について

1. モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

市は、本事業の運営・維持管理業務について、入札公告時に市が提示した要求水準書及び落札者が作成した事業提案書類並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という。）に基づいて、適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営・維持管理業務費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、事業契約に基づく市の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法はP F I 事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で市が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運営・維持管理業務費の減額に関する基本的考え方

運営・維持管理業務費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 1) 民間事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 2) 減額は、適切な業務改善を民間事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営・維持管理業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- 3) 減額金額は事業契約に基づきP F I 事業者が市に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 4) 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、P F I 事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額されない仕組みを基本とする。

(4) モニタリングの方法

1) P F I 事業者によるモニタリング

P F I 事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営・維持管理業務についての各種報告書並びに計算書類等、経営計画書及び事業収支表をそれぞれ期日までに作成して市に提出するものとする。

2) 市によるモニタリング

市は、自己の責任及び費用で、民間事業者が実施する運営・維持管理業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

P F I 事業者が毎月 10 日までに提出する月報の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 10 日以内に当該月報の対象となる月の業務状況につき P F I 事業者へ通知する。民間事業者は市が行うモニタリングにつき、市の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月報の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、民間事業者の提案に基づき契約後に市と民間事業者が協議のうえ決定する。

(イ) 随時モニタリング

市が、必要と認める場合、月報による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、民間事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

(ウ) 周辺環境モニタリング

市は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施する。また、民間事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

(エ) 財務状況モニタリング

P F I 事業者は、毎事業年度、上期満了の日から 3 か月以内に、当該事業年度の上期に係る未監査の計算書類等（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成して市に提出する。また、下期満了の日から 3 か月以内に当該事業年度の計算書類等（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに提出する。なお、市は当該計算書類等を公開することができるものとする。

2. 業務改善についての措置

(1) 是正勧告（第 1 回目）

市は、「(4) モニタリングの方法」に定めるモニタリングの結果から、民間事業者による業務が要求水準等を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

1) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生している場合、又は、初発でも重大であると認められた場合は、市は P F I 事業者へ適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。P F I 事業者は、市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得ること。なお、市は、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる運営・維持管理業務費の支払いを留保することができるものとする。

2) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準等の内容を満たすことができない場合、P F I 事業者は市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について市と協議する。P F I 事業者の通知した事由に合理性があると市が判断した場合、市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

(2) 改善の確認

市は、P F I 事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

(3) 是正勧告（第2回目）

上記(2)におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと市が判断した場合、市は、P F I 事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

(4) 運営協力企業の変更等

上記(3)の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと市が判断した場合、市は当該業務を担当している運営担当企業を変更することをP F I 事業者に請求することができる。

(5) 契約の解除

市は上記(4)の運営担当企業の変更が行われた後、最長6か月を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

3. 運営・維持管理業務費の減額の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

(1) 減額の対象

減額の対象は、運営固定費とする。

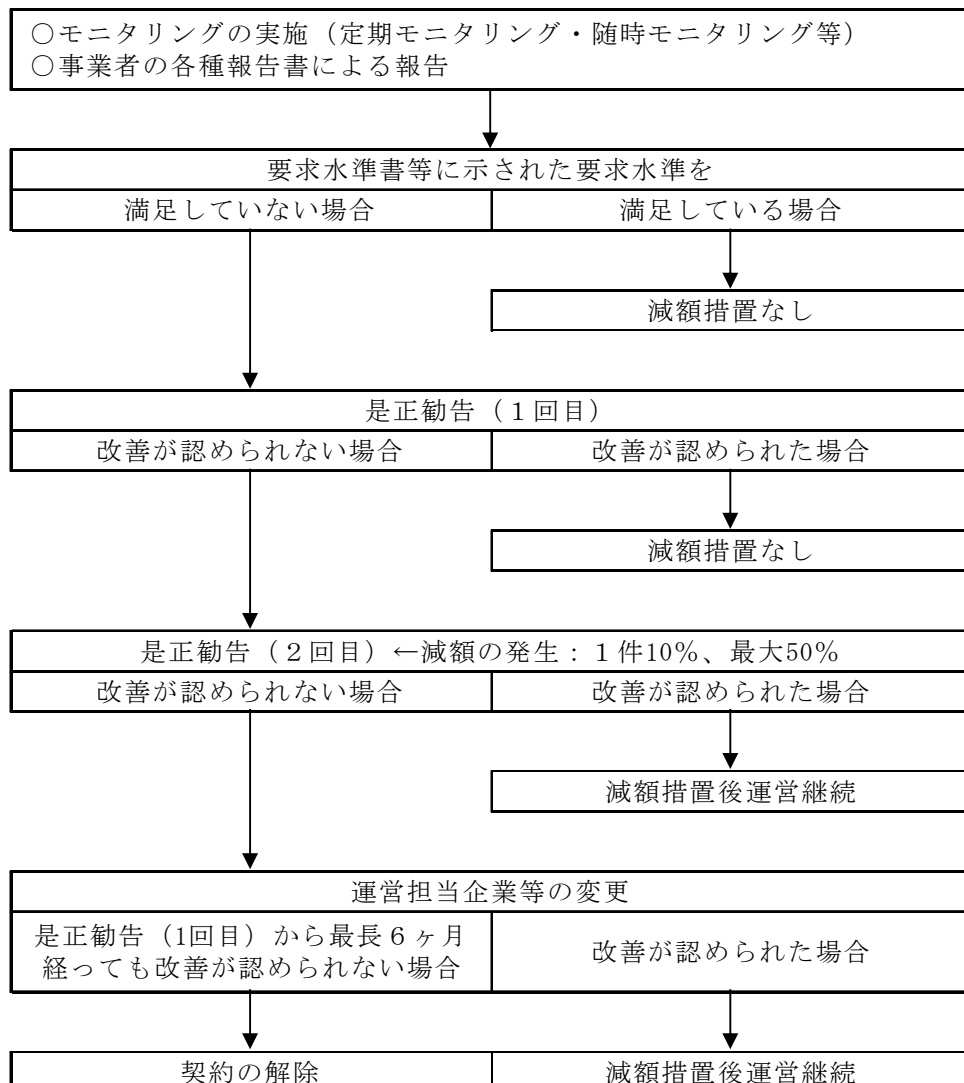
(2) 減額の決定

モニタリングの結果、市が2回目の是正勧告を行った場合、当該事象に対して2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、年365日（366日）の日割り計算でP F I 事業者に支払う運営・維持管理業務費を減額する。

(3) 減額の程度

運営・維持管理業務に係る対価の減額の程度は、1件の是正勧告に対して減額対象の10%とする。なお、複数の是正勧告による減額の限度は、50%とする。

是正勧告数	減額措置の内容
1件	10%の減額
2件	20%の減額
3件	30%の減額
4件	40%の減額
5件以上	50%の減額



(4) 減額の算定方法

$$\text{減額} = \text{1日当たりの運営固定費 (円/日)} \times \text{当該年度において是正にかかった日数 (日)} \times \text{減額率 (\%)}$$

ただし、「1日当たりの運営固定費 (円/日)」とは、当該年度の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。

入札説明書添付資料－5 事業者が付与する保険について

1. 設計・建設期間

(1) 本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

保険契約者：民間事業者

被保険者：民間事業者

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

(2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

保険契約者：民間事業者

被保険者：民間事業者

補償限度額：対人 1名当たり最大1億円以上、1事故当たり最大10億円以上
対物 1事故当たり最大1億円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

免責金額：なし

2. 運営・維持管理期間

(1) 本施設の運営・維持管理業務にかかる第三者損害賠償保険

保険の対象：本施設の使用若しくは管理又は本設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

保険契約者：民間事業者

被保険者：市、民間事業者

補償限度額：対人 1名当たり最大1億円以上、1事故当たり最大10億円以上
対物 1事故当たり最大1億円以上

保険期間：運営・維持管理期間とする。

免責金額：なし